

介護に関する両立支援制度の併用について

(同一の要介護者を介護する場合)

	介護休暇 (時間単位)	介護時間	短期介護休暇	フレックスタイム制	早出遅出勤務	休憩時間の短縮	休憩時間の延長
介護休暇(時間単位)		× ※1	○	○	○	△ ※2	△ ※2
介護時間	× ※1		○	○	○	△ ※2	△ ※2
短期介護休暇	○	○		○	○	△ ※2	△ ※2
フレックスタイム制	○	○	○		× ※3	— ※4	— ※5
早出遅出勤務	○	○	○	× ※3		△ ※2	△ ※2
休憩時間の短縮	△ ※2	△ ※2	△ ※2	— ※4	△ ※2		△ ※6
休憩時間の延長	△ ※2	△ ※2	△ ※2	— ※5	△ ※2	△ ※6	

- ※1 同一の要介護者を介護する場合、介護休暇を使用。
- ※2 併用する制度の承認後に休憩時間の短縮・延長の手続を行う場合、承認されていた勤務時間が変更されることに伴い、併用する制度について、再度請求が必要となる場合がある。
- ※3 フレックスタイム制の活用により対応が可能（コアタイム等、フレックスタイム制の基準を満たすことが必要。）。
- ※4 フレックスタイム制を活用すれば、休憩時間の短縮の特例によらずとも、休憩時間を30分又は45分とすることが可能。
- ※5 フレックスタイム制を活用すれば、休憩時間を延長することが可能。（なお、休憩時間の延長の特例（「職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について」第6の第3項(2)）とフレックスタイム制の併用は不可）
- ※6 休憩時間が複数回置かれている場合。